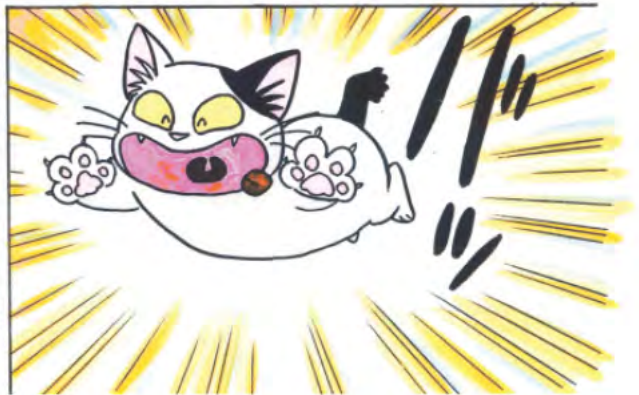
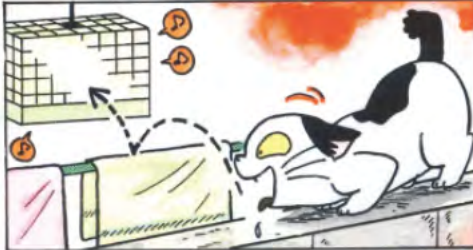
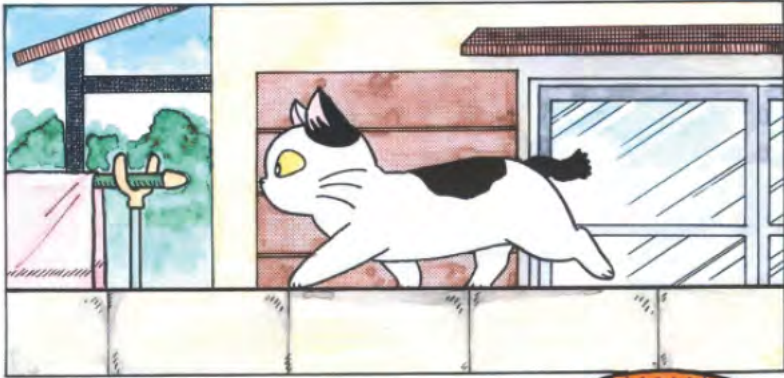
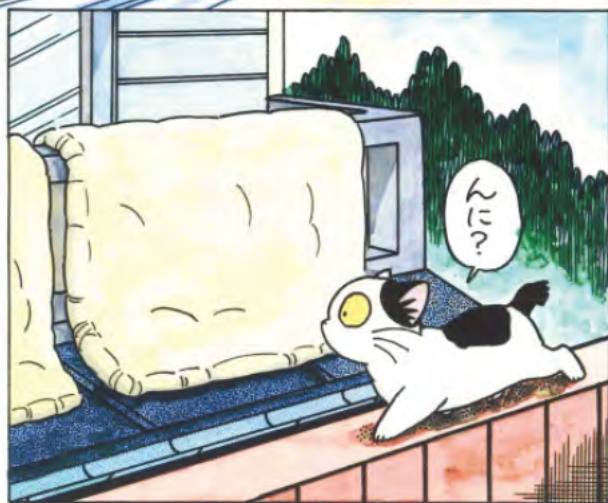
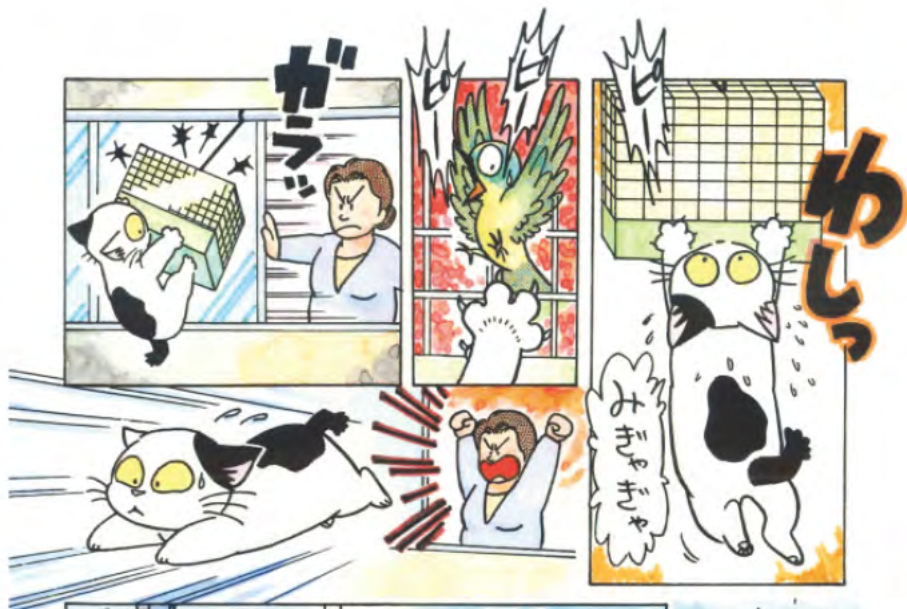


でかけるの？



いいのかなあ…

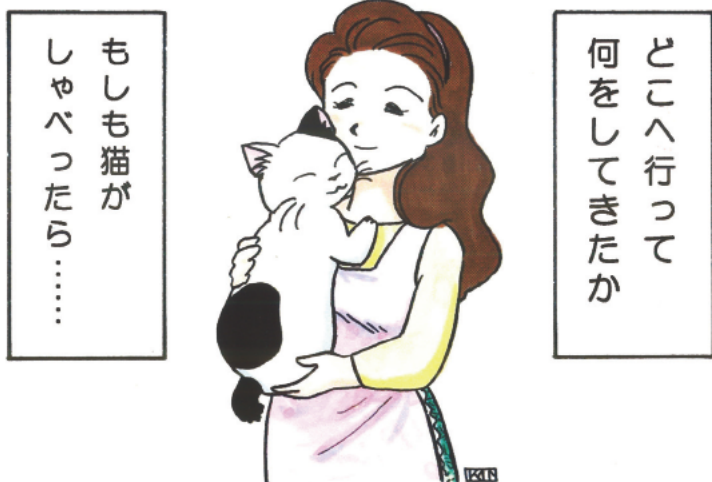












動物の飼い主の遵守事項

公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと

(東京都動物の愛護及び管理に関する条例 第7条第6号 より)

屋内使用のすすめ

このパンフレットは実際に東京都動物愛護相談センターや保健所等に寄せられている苦情をもとに作成したものです。あなたの大切な飼い猫は、地域の嫌われ者になっていませんか？

しかし、悪いのは猫ではありません。地域の中で、人と猫とが快適に暮らしていくためには、飼い主が配慮しなければならないことがあるのです。

そのひとつが「屋内飼養」 一家の中だけで飼うこと— の実践です。

外で放し飼いにしなくても、上下に動ける空間と、適度な遊び、不妊去勢手術の実施、そして何より、飼い主の愛情とコミュニケーションがあれば、屋内で猫のストレスをためずに飼育できます。交通事故や迷子、感染症の危険から猫を守ることもできます。猫を外に出しているときに災害が起きたら・・・一生会えなくなる可能性もあります。

屋内飼養は、地域にとっても、飼い主や猫にとっても、プラスになるのです。

発行 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

印刷 株式会社まこと印刷

東京都港区虎ノ門五丁目9番2号

平成26年度
登録第345号

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。